

農地転用許可申請をされる方へ

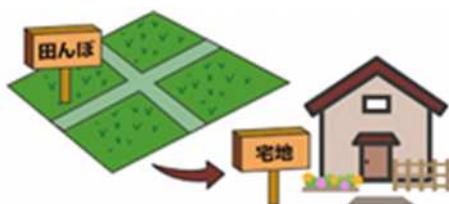
本市では第2種農地の転用の際、申請地の代替性について審査しています。立地基準の整合性を確認するため、別紙「申請地の代替性の検討結果」の提出を求めています。

農地転用許可に係る審査基準には「第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として、許可をすることができない。」と規定されています。

○第2種農地とは

農地の集団性が10ha未満の小集団で生産力が低く、市街地として発展する可能性のある農地です。

周辺の他の土地に立地することが困難であると認められなければ許可されません。



本庄市農業委員会事務局 農地係
〒367-8501 本庄市本庄3-5-3
電話 0495(25)1179